

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

事前着手届

京丹後市多子世帯・三世帯同居・近居支援補助金交付要綱（令和4年京丹後市告示第203号）第8条の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手しますので、届け出ます。

記

- | | | | |
|----------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 対象事業 | <input type="checkbox"/> 住宅リフォーム | <input type="checkbox"/> 住宅購入 | <input type="checkbox"/> 住宅賃借 |
| 2 事業費 | | | 円 |
| 3 交付申請額 | | | 円 |
| 4 事業実施期間 | 着手予定 | 年 月 日 | |
| | 完了予定 | 年 月 日 | |
| 5 事前着手を必要とする理由 | | | |

（別記条件）

- (1) 本事業においては、着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。
- (3) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。